

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品価格高騰対応給付事業	①食料品の物価高騰が続く中、生活者の負担軽減を図るため、食料品の物価高騰の影響を受ける全市民を対象に食料品等の購入を支援する給付事業を実施し、市民生活の安定を図る。 ②全市民への給付費及び事務費 ③市民1人あたり5,000円×90,608人=453,040千円 事務費 63,893千円(郵送費・委託費等) ④物価高騰の影響を受ける全市民	R8.1	R8.4以降
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貨物運送事業者運行支援補助金(臨時交付金)	①燃料価格の高騰に対応するため、市内の貨物運送事業者に対し、1台あたり定額の補助金を交付しようとするもの。 ②補助金 ③21,000円/台×1,185台 ④物価高の影響を受ける市内貨物運送事業者	R7.4	R7.7
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省力化・省エネ設備投資応援事業(臨時交付金)	①短期的なコスト補助ではなく、設備投資による資本整備率向上のための支援を行うことで、地域企業が短期の対応にとどまらず、中長期視点で、物価高・エネルギー価格高騰や人手不足等の市内企業が抱える本質課題に対応するための支援を行うもの。市内中小企業が国の補助金を活用し、省力化・省エネ化を目的とした設備投資を行うことに対して補助金を交付するもの。 ②補助金 ③1,000,000円×20件 ④物価高騰の影響を受ける市内中小企業	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通燃料価格高騰対策支援金(臨時交付金)	①燃料価格高騰の影響を受ける交通事業者に対し、運航体制の維持・確保のため、物価高騰の影響を緩和する支援金を交付するもの。 ②補助金 ③バス 34,000円×90台 タクシー 12,000円×170台 ④物価高騰の影響を受ける市内に本店・営業所をもつバス事業者6社/タクシー事業者11社	R7.4	R7.8
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家経営継続支援事業給付金(臨時交付金)	①畜産経営に不可欠な飼料費、光熱水費、資材費等の増加コストの一部を補填する形で給付することにより物価高騰の影響を受ける農家の経営継続を支援する。 ②補助金 ③肉用牛(7カ月齢以上)12,000円/頭×1,394頭、乳用牛(7カ月齢以上)15,000円/頭×78頭、乳用牛(6カ月齢以下)5,000円/頭×10頭、通信運搬費 110円/通×73経営体×3回=24,090円 ④市内肉用牛生産農家及び酪農家(73経営体)	R7.7	R8.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	にぎわい回復事業実施補助金(臨時交付金)	①消費者喚起を通じて、物価高騰の影響を受ける商業、サービス業事業者を支援する。 ②補助金 ③1団体1,500千円×7団体 ④商店街振興組合及び連合会5団体、事業協同組合及びテナント会2団体	R7.7	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	生産性サポート事業(臨時交付金)	①物価高騰や人件費増の影響を受ける市内中小企業のデジタル化や省力化、付加価値向上等の「生産性向上」に資する取組みに対して補助金を交付することで、企業活動の維持・発展につなげる ②補助金 ③補助金平均額378,750円×8件(補助対象経費の1/2以内、補助限度額50万円) ④市内中小企業	R7.7	R8.1
8	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	ライドシェア導入支援事業補助金(臨時交付金)	①市内タクシー事業者が物価高騰や人件費増の影響を受け、市内においては17時～翌8時台のタクシー不足が顕著であったところ、県内で2例目の日本版ライドシェアの許可が出され、市内タクシー事業者が今後運行を開始する予定である。地域に不可欠な交通手段の確保を行う事業者に対して、安定的に運用されるよう導入経費の支援を行うもの。 ②補助金 ③システム導入費・ペイメントサービス登録料金・ウインドサイン・行灯カバー・ライドシェア対応コールセンター費用計2,432千円×1/2 ④市内の日本版ライドシェア導入事業者	R7.8	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	灯油購入等助成事業	①物価高騰の影響を受ける障がい者や高齢者等のいる低所得世帯に対し支援を行うことで、当該世帯の支援を行う事業の事務費。 ②給付に係る事務費 ③会計年度任用職員報酬等、消耗品、手数料等 3,926千円 ④市内障がい者や高齢者等のいる低所得世帯	R8.1	R8.3
10	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	生産性向上サポート事業(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける市内ものづくり中小事業者・市内中小事業者に対し、賃上げ原資確保のための投資支援を強化し、事業者の継続的な賃上げ環境整備を図るもの。 ②補助金 ③800千円×25件 ④市内ものづくり中小事業者・市内中小事業者	R8.2	R8.4以降
11	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通燃料価格高騰対策追加支援金(臨時交付金)	①燃料価格高騰の影響を受ける交通事業者に対し、運航体制の維持・確保のため、物価高騰の影響を緩和する支援金を追加交付するもの。 ②補助金 ③バス 30,000円×77台=2,310千円 タクシー 15,000円×156台=2,340千円 花巻空港シャトルバス 1,000千円 ④物価高騰の影響を受ける市内に本店・営業所をもつバス事業者6社/タクシー事業者11社	R8.1	R8.4以降
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	キャッシュレス決済推進事業(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受けた消費者への下支え支援であるとともに、売上利益が増加しない市内事業者への支援として、消費喚起策を実施するもの。ポイント還元率20%、付与上限5,000円/回、10,000円期間中 ②委託料 ③委託料(ポイント原資含) 134,957千円 事務費 4,928千円 ④物価高騰の影響を受けた消費者及び市内事業者	R8.1	R8.4以降
13	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貨物運送事業者運行支援補助金(令和7年度国補正)(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける市内に本社・営業所を置く貨物運送事業者 ②補助金 ③1,395台(一般貨物登録数の9割)×16千円=22,320千円 126台(軽貨物登録数の9割)×16千円=2,016千円 ④市内に本社・営業所を置く貨物運送事業者	R8.1	R8.4以降
14	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業者賃上げ支援補助金(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける事業者のうち、県の賃上げ補助支援の対象(時給60円以上の賃上げ)にならない市内事業者に対し、市独自の賃上げ支援(時給40円～59円の賃上げ)を行うもの。 ②補助 ③90事業者×12人×38,000円/人 ④市内事業者	R8.1	R8.4以降
15	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策補助金(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等への補助を行うもの。 ②補助 ③入所Ⅰ200千円×37施設、入所Ⅱ400千円×12施設、入所Ⅲ700千円×8施設、入所Ⅳ1,400千円×2施設、通所100千円×69施設、訪問60千円×74施設 ④市内社会福祉施設等 202施設	R8.1	R8.4以降
16	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	子牛導入支援給付金(臨時交付金)	①飼料をはじめとする生産資材価格の高騰及び和牛子牛相場の高騰による影響緩和策として、市内の肥育農家及び酪農家へ給付することで、市内の畜産生産基盤の維持に資する。 ②補助 ③導入牛:50頭×100千円=5,000千円 自家保留牛:200頭×30千円=6,000千円 通信運搬費 29千円 ④市内肥育農家・酪農家 10経営体	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費食材物価高騰対策事業(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける学校給食を提供している中学生がいる世帯への負担軽減を図り、従来と同水準の食材購入を行う。(教職員分は除く) ②補助 ③[南部学校給食センター]中学校補助額:@75円×168日×1,036人=13,053,600円 [北部学校給食センター]中学校差額:@75円×168日×487人=6,136,200円 [西部学校給食センター]中学校差額:@75円×168日×829人=10,445,400円 ④市内学校給食を提供している中学生がいる世帯	R8.3	R8.4以降
18	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯食材費応援給付金(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける市内の子育て世帯に対し支援を行うことで生活の維持に資する。 ②補助 ③・給付金 8,000円×3,150人=25,200千円 ・郵送代 110円×2,000世帯=220千円 ・振込手数料 110円×2,000世帯=220千円 ・封筒代 8円×2,000枚=16千円 ④R8.4.1時点で0歳から5歳までの子どもがいる世帯	R8.1	R8.4以降
19	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営安定対策事業費補助金(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける上記対象者に対して、販売価格が生産費を下回った場合に、肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)及び肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の積立金について生産者負担金の一部を補助するもの。 ②補助 ③<<肉豚>> ■家畜1頭当たりの生産者負担金単価の8分の1 花巻農業協同組合分 豚1頭当たり400円×1/8×10,000頭=500,000円 ■家畜1頭当たりの生産者負担金単価の8分の1 岩手県配合飼料価格安定基金協会 豚1頭当たり400円×1/8×17,000頭=850,000円 <<肉用牛>> ■家畜1頭当たりの生産者負担金単価の8分の1 花巻農業協同組合 肉専用種1頭当たり10,000円×1/8×250頭=312,500円 ■家畜1頭当たりの生産者負担金単価の8分の1 花巻農業協同組合 交雑1頭当たり19,000円×1/8×150頭=356,250円 ■家畜1頭当たりの生産者負担金単価の8分の1 岩手県配合飼料価格安定基金協会 肉専用種1頭当たり10,000円×1/8×150頭=187,500円 ④市内の肉用牛生産農家及び酪農家	R8.3	R8.4以降
20	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水上牧野管理事業(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける市内畜産農家に大して、放牧による繁殖障害等の改善と畜産農家の省力化による飼養頭数の増を図るため、放牧事業及び飼料を確保するための牧草播種を行うことで、農家の飼養管理に係る負担の軽減に資する。 ②補助 ③ ・委託料 14,960千円 <<委託料内訳>> 人件費 5,540千円 消耗品費 16千円 燃料費 430千円 光熱費 300千円 修繕費 1,920千円 薬剤費 437千円 診療費 372千円 通信費 30千円 肥料・飼料代 3,748千円 開牧式・閉牧式開催費 160千円 機械借上料 647千円 消費税1,360千円 ・草地更新費用125千円 ④市内畜産農家	R8.3	R8.4以降
21	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	家畜防疫事業費補助金(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける畜産農家に対して、家畜の防疫活動等を通して家畜の健康保持と生産性の向上を図るための補助金交付及び繁殖母牛に対するBVD病等のワクチン費用及び保定人日当を補助するもの。 ②補助 ③■予防接種費用の8分の1 200円×880頭=176,000円 ■牛の保定任 3名×6,620円×5日=99,300円 ④市内畜産農家	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
22	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	園芸産地ブランド推進事業(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける重点振興作物の生産者、野菜、果樹、花きの新規栽培または面積拡大する生産者、対象品種の改植を行う生産者等の園芸作物の生産者に対して、栽培に係る資材費や機械購入費の補助を行う。 ②補助 ③<<重点振興作物強化事業費補助金>> 200千円×10人=2,000千円、150千円×10人=1,500千円、100千円×6人=600千円 <<園芸産地拡大支援事業費補助金>> 200千円×2人=400千円、100千円×1人、50千円1人、30千円3人=240千円 <<りんご改植支援事業費補助金>> 20千円×13人=260千円 ④物価高騰の影響を受ける重点振興作物の生産者、野菜、果樹、花きの新規栽培または面積拡大する生産者、対象品種の改植を行う生産者等の園芸作物の生産者	R8.3	R8.4以降
23	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	きたかみ牛ブランド強化事業費補助金(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける畜産農家の経営強化を図り、きたかみ牛の生産拡大によるブランド確立を推進するため、補助金を交付する。 ②補助 ③<<優良素牛導入保留事業費補助金>> 牛1頭あたり40千円×60頭=2,400千円 <<きたかみ牛生産奨励金>> 出荷頭数269頭×2,500円=672,500円 基本割 11戸分 1,600千円 ④市内畜産農家(きたかみ牛の出荷、繁殖雌牛の購入・自家保留をする農家)	R8.3	R8.4以降
24	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	兼業農家等支援事業(臨時交付金)	①物価高騰の影響を受ける兼業農家等の農業の継続支援のため、機械の共同購入費補助、先端技術に応用した機械等の導入費補助及び経営拡大に要する経費に対し補助金を交付する。 ②補助 ③<<農業用機械共同利用促進事業費補助金>> 農業用機械(トラクタ、コンバイン、田植機、リモコン・自走式草刈機等)の共同購入費(税抜)の1/4以内 上限1,000千円×1経営体=1,000千円 <<先端技術導入支援事業費補助金>> 農業用アシストスーツ・ドローン・水稲用水管理システム等の購入費(税抜)の1/4以内 上限200千円×8経営体=1,600千円 上限100千円×4経営体 水管理システム=400千円 <<経営拡大推進事業費補助金>> 機械の導入費補助 上限500,000円×12経営体=6,000千円 ④市内兼業農家	R8.3	R8.4以降
25	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	主食用米作付転換支援事業(臨時交付金)	①米価下落の影響による離農等を防ぐため、物価高騰の影響を受ける対象農家に補助金を交付するもの。 令和4年から令和6年までに取組む作付転換を対象として、取組初年度から3年間補助する。 ②補助 ③■単価20,000円×200a=4,000千円 ■付帯事務費 1,000円×20人=20千円 ④市内農家(主食用米を作付けしている水田を利用して加工用米、野菜を生産する農家)	R8.3	R8.4以降